

岡山市埋蔵文化財センターで使用する電気

質問と回答

岡山市教育委員会生涯学習部文化財課

番号	質問	回答
①	2024年度に、発電側課金の導入等による託送料金の見直しが予定されています。 そこで、弊社が落札した後、弊社要因ではなく外生的な要因(託送供給約款の変更、法令の制定もしくは改廃)で、契約締結前に電気契約要綱または料金変更を変更する必要がある場合、弊社はお客様へお知らせしたうえで、契約金額を変更させていただきますか。 また、契約締結後に上記変更が生じる場合を想定し、以下の文言を契約書に追加させていただきますか。 乙(供給者)は、この契約の締結後、お客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、電気契約要綱または料金表を変更する必要がある場合、乙は甲(入札実施機関)へ通知のうえ、契約金額を変更することができる。	契約金額は落札額のとおりとします。ただし、契約締結後の契約金額の変更については、契約書(案)第2条第2項のとおりです。ご質問の文言を追加することはできません。
②	契約書に以下の文言を追加させていただきますか。 乙(供給者)は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲(入札実施機関)へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。	契約金額の変更については、契約書(案)第2条第2項のとおりです。ご質問の文言を追加することはできません。
③	弊社が落札した場合、弊社が定める電気契約要綱及び標準料金表に基づき、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を算出します。ご了承いただけますか。	入札説明書12契約書の作成に関する事項(1)のとおりです。
④	仮に、入札の日以降、落札者との契約締結が決定するまでの間に、落札者が指名停止となった場合は、当該入札の扱いはどうなりますか(成立しますか)。また、成立しない場合、契約ができなくなったことに関し、当該落札者に対する罰則(違約金の支払い等)はありますか。	開札後落札者を決定するまでの間については、入札説明書7入札の失格に関する事項(5)のとおりです。落札者の決定後、契約を締結するまでの間については、岡山市指名停止基準別表第7項第1号ア若しくは第2号ア、第8項第1号又は第9項のいずれかに該当することを理由として指名停止となった場合は、原則として契約を締結しません。岡山市指名停止基準については次のページでご確認ください。 <a href="https://www.city.okayama.jp/jigyosha/cmsfiles/contents/0000012/12366/shimeiteishi0404.pdf">https://www.city.okayama.jp/jigyosha/cmsfiles/contents/0000012/12366/shimeiteishi0404.pdf</a> 指名停止を理由として契約を締結しない場合の罰則規定はありません。
⑤	参加資格確認申請書類「指名停止等措置状況調書」について、提出時点の岡山市以外の公共機関から指名停止等の措置を受けている状況を確認するための調書と考えてよろしいですか。 万一、複数の機関から指名停止等の措置を受けている場合は、すべての機関について記載が必要ですか。	お見込みのとおりです。
⑥	現在ご契約中の電力会社を教えてください。	株式会社イーセルです。
⑦	供給期間中において、契約電力に影響するような工事予定などはございますか。	ありません。
⑧	入札書に記載する日付に指定はございますか。	日付の指定はありません。記入される日付にしてください。